

●人生にかかるお金はどのくらい？

前号では、ライフプランを立てて将来の準備を始めることで、漠然とした不安の軽減に繋がることをご紹介しました。

人生においては、就職、結婚、出産など、大きなイベントが発生します。特に「子どもの教育費」「住宅購入費」「老後の生活費」は人生の三大支出といわれていますが、どのくらい費用がかかるのでしょうか？ 例を見てみましょう。

【子どもの教育費（例）】

高校まで					大学	大学	
幼稚園	小学校	中学校	高校	総額		自宅生	自宅外生
私立	公立	公立	公立	600	国立	600	900
私立	公立	公立	私立	800	私立文系	700	1,100
私立	私立	私立	私立	1,800	私立理系	900	1,200

【住宅購入費（例）】

注文住宅（三大都市圏）	約5,400万円	分譲戸建て住宅	約3,800万円	中古戸建住宅	約2,900万円
注文住宅（全国）	約4,600万円	分譲マンション	約4,600万円	中古マンション	約2,300万円

【老後の費用（例）】

老後の生活費（毎月最低どれくらい必要と思うか、世帯主の年齢60歳以上の回答）	… 32万円
国民年金（1人、満額）	… 6.5万円/月
<参考>年金支給時に最低準備しておけばよいと考える金融資産残高	… 2,021万円



老後の生活費に1か月32万円かかるとして、6.5万円/月が年金で支給されるなら、 $(32-6.5) \times 12$ か月 = 約306万円/年を自分で用意するのか。いつから準備すれば間に合うかな？

●準備は長期的に考えましょう

自分が思い描くライフプランを実現するためには、資金が必要です。また、普段から貯えをしておけば、不測の事態が起こっても安心です。

しかし、短期間で大きな金額を準備することは難しいため、NISAなど資産形成に有利な制度を活用しながら、長期的な視点で準備していくことが求められます。

知人から「すぐに稼げる」と儲け話を紹介され始めてみたけれど、逆に損をしてしまった…ということがないように、計画的に準備を考えていきましょう。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ いつの間に！？子どものゲーム課金 あなたは大丈夫？
- ◆ 契約トラブルから身を守るために、知っておきたい「消費者契約法」
- ◆ 花火による子どものやけどに注意しましょう！
- ◆ ストップ！特殊詐欺被害
「未納金がある」と言う架空請求詐欺の電話に注意！
- ◆ 知るぼると お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）

2023
8 August
月号

第161号



いつの間に！？子どものゲーム課金 あなたは大丈夫？

相談事例

小学生の息子が、家族共用のタブレット端末で、オンラインゲームの有料アイテムを数日間のうちに次々に購入し、総額 50 万円以上も課金していた。

タブレット端末には、父親のクレジットカード情報が登録されたままになっており、子どもが使う際も利用できるようになっていた。



★アドバイス★

- スマートフォンやタブレット端末などにクレジットカード情報を登録したままにしておくと子どもが端末使用時に自由に課金できてしまいます。
- 周囲の大人は、ゲームの料金体系や決済方法を理解し、日頃から子どもとゲームの利用ルールについてよく話し合しましょう。
- また、カード情報を削除しておく、決済時にパスワードを入力するよう設定しておくなど、クレジットカードの管理を適切に行いましょう。
- 利用ごとにメール等で通知されるように設定し、日頃から、利用状況を確認することも大切です。
- 子どもが使う端末ではペアレンタルコントロール等を利用し、購入・支払いなどの制限をかけることも有効です。
- 困ったとき、不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

※ペアレンタルコントロールとは・・・

子どもの通信機器の使用を、保護者が管理・制限することができる機能のこと。





契約トラブルから身を守るために、 知っておきたい「消費者契約法」



- お店やネットショップで商品を買ったり、有料サービスを受けたりする場合などのように、消費者と事業者が交わす契約を「消費者契約」といいます。
- しかし、消費者と事業者では持っている情報の質・量や交渉力に格差があるため、消費者は気付かないうちに、あるいは断り切れずに不利な契約を結んでしまうおそれがあります。
- 意に沿わない契約や誤認に基づく契約などを行い、後悔するといった契約トラブルから消費者を守るために定められたのが「消費者契約法」で、大きく次の3点を定めています。

■ 消費者契約法が定める3つの事項

- (1) 不当な勧誘により締結してしまった契約は、あとから「**取り消し**」できます。
- (2) 消費者の利益を不当に害する契約条項は、「**無効**」となります。
- (3) 事業者に対する「**努力義務**」を定めています。

■ 契約を「**取消し**」できるのはどんなケース？

事業者からの不当な勧誘によって、消費者が誤認したり困惑したりして締結した契約については、後から「取消し」できるものとしています。

● 事業者の行為によって消費者が誤認した状態で契約

- (ケース1) 重要事項について事実と異なる説明があった場合（不実告知）
- (ケース2) 不確実な事項について「**確実**」と説明された場合（断定的判断の提供）
- (ケース3) 消費者に不利な情報を告げなかった場合（不利益事実の不告知）



● 事業者の行為で消費者が困惑した状態で契約

- (ケース4) 事業者が消費者の自宅や勤務先などに強引に居座った場合（不退去）
- (ケース5) 販売店などで消費者が強引に引き留められた場合（退去妨害）
- (ケース6) 勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘した場合
- (ケース7) 威迫する言動を交え相談の連絡を妨害した場合
- (ケース8) 就職セミナー商法など（不安をあおる告知）
- (ケース9) デート商法など（好意の感情の不当な利用）
- (ケース10) 高齢者などが不安をあおられる（判断力の低下の不当な利用）
- (ケース11) 霊感などによる知見を用いた告知
- (ケース12) 契約前なのに強引に損失補償を請求されるなど（契約締結前に債務の内容を実施など）
- (ケース13) 分量や回数などが多過ぎる場合（過量契約）



消費者契約法は、平成12年（2000年）5月に制定、翌年4月に施行され、その後、数回にわたって「取消しできる契約の範囲の拡大」や「無効となる不当な契約条項の追加」などの改正が行われています。

直近では、令和4年（2022年）に2回の改正が行われ、令和5年（2023年）1月及び6月に施行されました。

消費者契約法についての詳しい情報は、消費者庁のウェブサイトでご確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/



消費者庁 消費者契約法

検索

※検索サイトを利用する場合、検索結果の一番上に消費者庁のウェブサイトが表示されるとは限りません。リンク先が消費者庁のサイトであることをよく確認してからURLをクリックしましょう。

花火による子どものやけどに注意しましょう！

- 花火による子どもの事故が多く発生しています。特に1～3歳の子どもの事故が半数を占めています。3歳以下の子どもに花火を持たせることは避け、距離を置いて見せるなどして花火を楽しみましょう。
- 肌の露出が多い服装や履物、裾の広がった服装で花火をさせる際にはやけどや着衣着火に注意しましょう。また、花火の風下には立たせないようにし、風が強い場合は花火で遊ばせないようにしましょう。
- 花火で遊ばせる前には、消火用の水を用意するなどの準備をし、大人の目の届く範囲で遊ばせるようにしましょう。
- 花火が消えたらすぐに水につけましょう。温度が低いように見える燃えカスであっても、落下や消火後しばらくはやけどを負うほどの高温であるため、すぐには触らせないように注意しましょう。



ストップ！
特殊詐欺被害

「未納金がある」と言う架空請求詐欺の電話に注意！

- 県内の複数のお宅に、**NTT職員を名乗る者**から「**未納金があるので、今日中に支払わないと法的手続き**を執ります。」などと言って不安をあおる架空請求詐欺の予兆電話がありました。
- 身に覚えのない未納金の支払いについての電話は特殊詐欺の可能性が極めて高いため、注意してください。
- こうした**不審電話がかかってきたら、すぐに電話を切って**、家族や警察に相談しましょう。
- **詐欺電話は固定電話機にかかっています**。
- 家の電話は常に留守番電話にしておく、または、防犯機能付き電話機を活用するなど、不審な電話がかかってきても直接話をしない環境を整えましょう。



消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず まず相談！



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
☎022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時（祝日・年末年始除く）

◎ 各県民サービスセンター相談窓口

（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
☎0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
☎0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0226-22-7000

◎ 電子申請による消費生活相談はこちらから



*回答は、消費生活相談員から電話で行います。

Twitter
やっています。



©宮城県・
(株)旭フロンタ
ジョン

うまい話は
まず疑う！



必要ないものは
きっぱり断る！

ひとりで悩まず
まず相談！



◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。